

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの期間及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年3月まで
② 昭和40年7月

父が国民年金の加入手続をして、保険料の納付を行ってくれていた。詳しい納付方法等は分からないが、両親の保険料と一緒に納付していたはずである。両親は納付済みとなっているのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立人を含めた父親及び母親の3人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、事実、その父及び母は昭和36年4月の国民年金制度発足当時から加入して以降、すべての保険料を納付していることから、国民年金制度に関する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年3月に払い出されており、申立期間①直前の39年3月の保険料は過年度納付されたものと推認され、申立期間①直後の40年4月から同年6月までの保険料は同年7月に現年度納付されていることを踏まえると、申立期間①の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、申立期間の前後を通じて職業や住所などの変更も無く、生活状況に特段の変化も認められないことから、申立期間②の1か月という短期間の保険料が納付できなかった事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月から57年6月まで
② 昭和57年9月から58年2月まで

会社を退職した場合は、国民健康保険及び国民年金に加入する必要があることは承知していたので、国民健康保険とセットで加入したはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

また、昭和56年12月に厚生年金保険に加入したときに国民年金と重複加入となったが、同年12月から57年3月までの保険料の還付を受けたことも無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は昭和56年4月に国民年金に加入し、社会保険庁の被保険者台帳（特殊台帳）で、同年4月から57年3月までの1年間の国民年金保険料を、納付していたことが確認できることから、申立期間①のうち、56年12月から57年3月までの保険料を納付していたものと認められる。また、56年12月に厚生年金保険加入により国民年金被保険者の資格喪失をしており、同年12月から57年3月までの期間は社会保険庁の記録上、国民年金の被保険者となっていないが、57年1月から同年3月までの期間は強制被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、保険料が還付された形跡もうかがえない。

2 一方、申立人が所持する年金手帳には、昭和56年12月に国民年金の資格を喪失してから平成5年10月に資格を再取得するまでの期間の国民年金の資格記録関係の記載が無い上、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市の国民年金被保険者名簿においても昭和56年12月以降の加入記録の記載は無く、それぞれの記録は一致しており、57年4月から同年6月までの期間及び申立期間②は国民年金に未加入であったものと推認される。

また、申立人は、国民健康保険と一緒に国民年金に加入したと主張しているが、申立人が平成5年10月以前に国民健康保険に加入していたことは確認できない。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、昭和57年4月から同年6月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和56年12月は厚生年金保険被保険者であり、国民年金保険料が還付された記録は無いものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月31日から同年9月1日まで
昭和38年4月1日にA社に入社し、42年9月1日に子会社であるC社へ出向した。同年8月31日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答を社会保険事務所から受けた。1日の空白もなく継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、昭和38年4月1日に被保険者資格を取得し、42年8月31日に資格を喪失した後、同年9月1日に子会社であるC社において資格取得しているところ、雇用保険の加入記録では、事業所名称は不明であるものの、38年4月1日に資格取得、42年8月31日に離職し、同年9月1日に再度資格取得していることから空白期間は存在せず、継続勤務していることが確認できる。

また、申立人とは異なる時期である昭和42年4月1日出向した6名の従業員については、いずれもA社及び出向先であるC社における厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる上、現在の事業主から「申立内容から当時の事務担当者が資格喪失日を1日誤って処理したと思われる」旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、A社に継続

して勤務（昭和 42 年 9 月 1 日に A 社から C 社へ出向）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和 42 年 7 月の資格喪失時点における社会保険事務所の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は保険料納付について不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和 42 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで

A社B所（現在は、A社C本部）から同社本社へ昭和63年11月1日に異動となったが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同日から同年12月1日までの期間が空白となっている。この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務（昭和63年11月1日にA社B所から同社本社へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和63年12月の社会保険庁のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年5月から12年3月まで

申立期間について、区役所から国民年金保険料が未納である旨の連絡が来たので、平成11年8月ごろから区役所の窓口で数回に分割して納付した。元の夫の保険料も一緒に納付したこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、区役所の窓口で未納であった国民年金保険料を数回に分割して納付したと主張しているが、保険料を納付した回数や納付金額等についての記憶が曖昧であり、具体的な保険料の納付方法等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、元の夫の保険料も一緒に納付していたと申述しているが、その元の夫についても申立期間の保険料は未納とされていることから、申立人の申述とは整合しない上、申立人は申立期間当時に住所変更なども無いことから、別の基礎年金番号において国民年金の記録が管理されたことも考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から39年6月まで

A市にいたときは厚生年金保険に加入していたが、B市で伯父が経営する商店に勤務していたときは、まだ個人事業で厚生年金保険に加入できなかったため、厚生年金保険に加入するまで国民年金に加入しておくとのことだった。私は住み込みで給与はもらわなかったが、伯父にお金のかかることは任せていた。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その伯父が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身が国民年金の事務に直接関与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年5月に払い出されており、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、申立人に対して、申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から51年3月まで

A市で国民年金に加入して建築事務所での勤務を経て、昭和47年2月にB市へ転居した。同市で建設関係の会社2社に勤務した後の49年12月ごろに独立して、国民年金へ再加入の手続をとった。

当時、納税等は市から区、班に降りて来て、役員が集金して銀行で納付していた。時期は定かでないが、私は納税組合長として6年間納税にかかわってきた。市が、私の保険料分だけ納税組合に集金の依頼をしなかったとすれば、後日まとめて未納分の請求が来たはずである。

年金手帳の記録では昭和49年12月1日に強制加入とあるが、そのときから51年3月までの16か月が未納となっている。妻の年金記録は納付なのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月ごろにB市で国民年金に再加入して、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険庁の国民年金被保険者台帳管理簿及び国民年金被保険者台帳では、A市からB市へ国民年金記録が51年7月に移管され、49年12月の再加入の手続も同時期に行われたことがわかること、及びA市で納付された46年10月から同年12月までの保険料が、厚生年金保険と重複していたことにより、51年9月にB市で保険料の還付がされている経過を踏まえると、再加入の手続は昭和51年度に行われ、その時点で49年12月にさかのぼって再加入したものと推認されることから、現年度保険料として納付したとは考え難い上、ほかにさかのぼって保険料を納付した事情も見当たらない。

また、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月から 6 年 1 月まで

A病院に勤務していた期間における厚生年金保険の加入記録について照会したところ、被保険者としての記録が無い。平成 5 年 12 月から勤めていたことは、当時の同僚の手紙にも書いてある。給料明細書は引越しの時に捨ててしまったが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA病院に平成 5 年 12 月中旬から 6 年 2 月上旬までの期間、薬剤師として勤務していたことは、従業員の証言及び申立人が保管していた同僚からの手紙の内容により推認できる。

しかしながら、当該事業所の庶務担当者は「厚生年金保険の資格取得の手続は、年金手帳が従業員から提出された時に、その都度行っていた」と証言しているところ、申立人は同事業所に勤務開始後間もなく薬局内でトラブルがあったため、「この職場は自分に合わない」と思い、退職する意思を事前に同事業所に伝えた旨の申述をしている上、申立人は同事業所に入社の際には年金手帳を提出したとの記憶が無いほか、申立人の同事業所における雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の手続がなされなかったものと推認される。

また、社会保険庁のオンライン記録上において、当該事業所の被保険者縦覧に申立人の氏名は確認できず、申立人の資格取得に係る記録が取り消された形跡も見当たらないことから、社会保険事務所において申立人の記録を欠落させた事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 6 月 1 日まで
年金手帳の資格取得日欄に記載があるとおり、昭和 39 年 6 月 1 日に A 社（後に B 社と合併。現在は C 社）に入社した。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する年金手帳に、厚生年金保険の初めて被保険者となった日（以下「資格取得日」という。）が昭和 39 年 6 月 1 日と記載されていることから、申立人は申立期間において A 社に勤務していたと主張しているが、同社に 38 年 11 月から在籍し、そのうち 40 年 2 月から同年 7 月までの期間において、関連会社に出向していたとする従業員は「私が出向する時に申立人はまだ入社していなかった」と証言している上、申立人自身もその出向の事実を記憶していないことを踏まえると、申立人が同年 2 月以降に入社したことがうかがえ、当時の事業主は既に死亡しており、同社の後継会社にも関連資料は残っていないことから、申立人の同社における 39 年 6 月 1 日からの勤務実態を確認することができない。

また、社会保険事務所が保有している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人と同一ページに記載されているすべての被保険者において、昭和 40 年 9 月 3 日に被保険者番号が払い出されており、同払出簿の資格取得年月日欄の「年」は最上段の被保険者のみに「昭和 39 年」と記載されている一方、二段目以下の申立人を含むそれ以外の被保険者には資格取得年の記載が無く、月日のみの記載であったため、社会保険事務所が保有しているこれらの被保険者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得年を確認したところ、最上段に記載されている被保険者を除き、すべての被保険者において「昭和 40 年」と記載されていることから、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出が被保険者原票どおりになされたものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

なお、申立人が所有している年金手帳は、社会保険庁においてその使用が開始された昭和49年11月以降に発行されており、申立期間当時においては厚生年金保険被保険者証であったところ、申立人は当該事業所の入社の際、「会社から年金に関する書類は何も受け取らなかった」と申述していることを踏まえると、同事業所における被保険者資格取得時に受けたものとは考えられず、厚生年金保険被保険者証の紛失等に伴い再交付されたものと考えられる。このことについて、社会保険事務所は「年金手帳に記載されている資格取得日が昭和39年6月1日となっていることは、記号番号払出簿の内容を踏まえると、年金手帳の交付処理の際に、最上段に記載されている被保険者の資格取得年である39年を申立人の資格取得年と誤認して転記したものであると思われる」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月1日から43年5月1日まで
昭和42年4月に夫の転勤に伴い県外に転居することとなり、申立期間の事業所に退職を申し出たが、会社から引き留められたためしばらくは、A市から通勤していたが、仕事を続けることができなくなり、同年8月に当該事業所を退職した。その時に、会社から脱退手当金は、制度の変更により将来の年金に加算されると言われた。脱退手当金を受け取っていないし、厚生年金保険の資格を失ったとされる月と私が実際に退職した時期も違うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年5月1日の前後2年以内に資格喪失した者14名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち7名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた当時の従業員の一人名は「脱退手当金の説明を受け、手続は会社で全部してくれた」と証言していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人の被保険者原票に基づいて適正に計算されており、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年9月17日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、当該事業所は申立人に係る「社会保険料徴収台帳」を保管しており、そこに記載されている被保険者資格取得日及び同喪失日は、申立人の被保険者記録と一致していることから、事業主により申立人に係る被保険者資格取得及び喪失の届出が社会保険事務所の記録どおりになされたこと

が確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な事情はうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 26 日から平成元年 9 月 20 日まで
A社に私より 4 年遅れて入社した同僚の年金見込み額に比較して、私の年金額は非常に低い。社会保険事務所で当時の標準報酬月額を調査したところ、その過少申告に驚いた。当時の経理部長が不正を働いていたことが判明したこともあるが、入社当時、正社員でありながら、標準報酬月額が 3 万 3,000 円とアルバイトかパート程度であり、全体的にかなりの過少申告となっている。給与明細書等は残っていないが、第三者委員会で適切な判断をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時勤務していた A 社における標準報酬月額が、申立人より 4 年遅れて入社した同僚の標準報酬月額と比較して低すぎるので訂正してほしい旨を主張しているが、社会保険事務所の記録によれば、当該同僚及び申立人の標準報酬月額は、ほぼ同様に推移していることが確認できる。

また、当該事業所が加盟している B 健康保険組合及び C 厚生年金基金における標準報酬月額は、社会保険事務所における標準報酬月額と同額となっていることが確認できる。

さらに、当該事業所は「当時の記録が現存しておらず詳細は不明」と回答しているが、申立人の昭和 44 年 4 月入社当時の標準報酬月額である 3 万 3,000 円については、当時の国家公務員の大学卒業者における初任給が 2 万 7,000 円程度であったことを踏まえると、著しく低額であったとは言い難い。

加えて、申立人はその主張に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
A社B学園C所の厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、加入記録が無い旨の回答を受けた。同学園で厚生年金保険料を控除されていたと思うので、昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有しているD社発行の人事記録及び申立人の申述内容から、申立期間において、A社B学園C所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社B学園C所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 45 年 4 月 1 日であり、同所は申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。なお、申立期間当時、既に適用事業所であった同学園本校に係る社会保険事務所が保有する健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、申立人は、身分職名を生徒であったと述べているが、A社B学園C所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者のうち、連絡が取れた者から臨時職員であったとの証言を得られたことから、同学園においては、臨時に採用された職員については厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人がA社B学園C所で一緒に勉強していたとして名前を挙げた申立人の同期生2名に関しても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年4月1日まで
A社に昭和27年4月1日から28年9月1日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は同年4月1日から同年9月1日までの期間であった。申立期間についても、給料から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申述しているが、同社において申立人に係る人事記録等の資料は無く、同時期に勤務していた従業員からも証言を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできなかった。

また、前述の従業員の証言によると、それぞれの厚生年金保険被保険者資格取得日は実際の入社日の一定期間経過後であることが確認できることから、当該事業所の事業主は一定期間の試用期間を設けていたことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。